

セルフまつ毛エクステンションの現状と今後の課題 について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 真殿, 由加里 メールアドレス: 所属:
URL	https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/4431

セルフまつ毛エクステーションの現状と今後の課題について

学芸学部 化粧ファッション学科 真殿由加里

要旨：本論文では、セルフまつ毛エクステーションの現状および実態を解説し、セルフまつ毛エクステーションにおける課題について考察する。そのためにも、インターネット上の情報を調査し、一般の消費者がどのような情報を入手できるのかを明らかにした。さらに、セルフまつ毛エクステーションの協会が主催する装着講習に参加し、セルフまつ毛エクステーションの装着指導に関する実態を調査した。結果、誤った情報がインターネット上で発信されていること、有料の装着指導において適切な指導が行われているとはいえないこと、セルフまつ毛エクステーションの危害は自己責任とされていることなどの問題点が明確になった。セルフまつ毛エクステーションの危険性の周知徹底は、早急に厚生労働省が対応すべきであり、今後、消費者が安全にセルフまつ毛エクステーションを行う為には、グルーの法的規制、消費者が安心・安全に装着できる新しい装着方法などが必要である。

キーワード：セルフまつ毛エクステーション、グルー、装着講習、セルフ、まつ毛エクステーション

はじめに

日本においてまつ毛エクステーションは、2004 年ごろから普及しはじめた美容技術であり、その施術資格はしばらくの間明確ではなかった。その後、まつ毛エクステーションにかかわる消費者トラブルの解決に向けて、2008 年に厚生労働省が「まつ毛エクステーションによる危害防止の徹底について」を通達した。それにより、まつ毛エクステーションは美容師法の言う「美容」に該当することが明確に示されたのである。以降、まつ毛エクステーションは美容師有資格者が行う美容技術として定着し、まつ毛エクステーション市場は約 2,000 億円規模にまで拡大していった。

一方で、まつ毛エクステーション市場規模が拡大していくなか、セルフまつ毛エクステーションが出回るようになっていった。セルフまつ毛エクステーションは、セルフマツエクなどと称され、自身で自身のまつ毛にエクステーション（人工毛）を装着する行為のことである。他者にまつ毛エクステーションを施す場合は美容師資格が必要だが、セルフのように自分自身でまつ毛エクステーションを施す場合は美容師資格が不要であり、一般的な化粧品同様に誰にでも行える行為とされている。それゆえ、インターネット上ではセルフまつ毛エクステーションに必要な道具・用剤・材料を簡単に購入することができ、動画サイトなどではセルフまつ毛エクステーションの装着方法を紹介する動

画があり配信や閲覧が自由にできる現状である。また、セルフまつ毛エクステーションに関する協会はいくつかあり、協会により装着方法を指導する有料の講習などが実施されている。

ところが、セルフまつ毛エクステーションについて厚生労働省は、同省 WEB サイト内「まつ毛エクステーションの危害」において、「セルフエクステ（自分でエクステーションを付ける行為）は、目を開けたまま行うなど、施術を受ける場合とは異なる方法で行うことが考えられますが、健康被害のリスクは大いにあり得るため、安易に行わないようにしましょう。」との見解を示している。また、毎日新聞（2015 年 12 月 27 日）の記事ではセルフまつ毛エクステーションについて、「セルフ方式による健康被害の報告はまだないが、国民生活センターは『重大事故につながる恐れがある。免許があり、熟練した技術を持つ専門店で施術を受けるべきだ』と注意を促す。」と記載がある。これらから、セルフまつ毛エクステーションは、健康被害のリスクが高く安易に行うべきではないということが分かる。

しかし、セルフまつ毛エクステーションの「健康被害のリスク」の詳細については明らかになっておらず、セルフまつ毛エクステーションの危険性については、具体的かつ明確に示されていない。そこで、本論文では、セルフまつ毛エクステーションの現状および実態

を解説し、セルフまつ毛エクステンションにおける課題について考察する。また、セルフまつ毛エクステンションに関する協会が主催する装着方法を指導する有料の講習において、美容師法に抵触する行為の有無を確認するとともに、安全上の問題や無資格の講師による装着講習が適切であるかについても考察していく。

1. まつ毛エクステンションの変遷

まつ毛エクステンションの変遷のなかで、グルーの含有成分の表示が法的に義務付けられていない問題や、業界や事業者に対してより安全性の高い商品を開発する必要性、施術者に対して技術力の向上や設備および機材の衛生管理の徹底の必要性、無資格者の施術による美容師法違反の問題などが指摘されてきた。その問題がどのように改善されてきたのかについて述べるとともに、現在においても改善が必要な問題について述べる。

1.1 まつ毛エクステンションの施術に美容師有資格者が義務付けられた背景

2004年ごろから普及しはじめたまつ毛エクステンションの美容技術は、先述したように施術資格は明確ではなかった。しかし、その後2008年東京生活文化スポーツ局が厚生労働省に報告した内容によって、まつ毛エクステンションのトラブルや問題が明るみになったのである。報告を受けた厚生労働省は、2008年3月7日、まつ毛エクステンションは美容師法に基づく「美容」に該当するものであるとし、まつ毛エクステンションの施術には美容師国家資格が必要であることを表明した。また、美容所等において、事故等起こることがないように周知徹底すること、美容業務の適切な実施の確保が図られるよう配慮を求めたのである。それから、2008年以降まつ毛エクステンションは美容師有資格者が行う美容技術として定着していった。このように、まつ毛エクステンションのトラブルや問題の解決として、まつ毛エクステンションの施術に美容師有資格者が必要となったわけだが、その発端となったトラブルや問題について触れておきたい。

2008年2月21日に東京都生活文化スポーツ局が通達した「まつ毛エクステンションによる危害について」によると、まつ毛エクステンションの危害に関する相談件数が2004年以降から2007年までの間で増加しており、その危害内容は、まつ毛エクステンションのグルーによるかぶれや眼の損傷が大半であると発表された。その原因として、グルーの含有成分の表示が法的

に義務付けられていないため、利用者はアレルギーが含まれていても使用を回避することが出来ないという内容であった。また、まつ毛エクステンションの施術者に対して、技術力の向上や設備および機材の衛生管理の徹底等が必要であると示されていた。それを受けた厚生労働省が、2008年3月7日に、「まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について」を通達したことにより、まつ毛エクステンションの施術には美容師有資格者が必要であると明確に示されたが、その後もまつ毛エクステンションによる危害は増加していった。

2010年2月7日に国民生活センターが通達した「まつ毛エクステンションの危害」によれば、「美容師の資格を持たない者が施術している」ことや、「シアノアクリレート系の接着剤は接着速度が早い、人体ともよく接着するうえ、皮膚につくとやけどの危険性もある。まつ毛エクステ施術には、目やまつ毛に関する知識や、高度な技術と細心の注意が必要である。」などの、まつ毛エクステンションの問題点が挙げられていた。2010年以降も国民生活センターには毎年100件以上の危害情報が寄せられていると、2015年6月4日、国民生活センターが通達した「後を絶たない、まつ毛エクステンションの危害」により明らかとなった。そこには、危害が減らない理由の一つに、まつ毛エクステンションのグルーは、業界団体の自主基準はあるが、法律規制がないことの問題が指摘されている。また、国民生活センターがまつ毛エクステンションのグルーを調査した結果、主成分はエチルシアノアクリレートやブチルシアノアクリレートなどのシアノアクリレートの主成分が検出された。これらの成分について、エチルシアノアクリレートはアレルギー性皮膚炎を引き起こすおそれや眼刺激性があることや、ブチルシアノアクリレートは眼刺激性があり、シアノアクリレートまたはホルムアルデヒドに対して過敏症を起こすおそれがあることなどの記載がある。さらに、眼科医である専門家のコメントとして、まつ毛エクステンションによる眼障害で一番多いのは、主にグルーが原因で起こっていると考えられる眼瞼皮膚炎であり、慢性的な眼障害の原因になるとの記載がある。その他にも、グルーは直接皮膚につけるものではないが、まばたきなどにより皮膚に付いてしまうことや、揮発成分が目やその周辺の皮膚に影響を与えることが危害の一因となることがあるとし、業界や事業者に対してより安全性の高い商品を開発することと、成分情報の開示を要望している。このように、まつ毛エクステンシ

ンについて、グルーの含有成分の表示が法的に義務付けられていない問題や、業界や事業者に対してより安全性の高い商品を開発する必要性、施術者に対して技術力の向上や設備および機材の衛生管理の徹底の必要性、無資格者の施術による美容師医法違反の問題など指摘されてきた。

1.2 美容師養成施設におけるまつ毛エクステンションの取り扱い

2008年以降、まつ毛エクステンションの施術には美容師有資格者が義務付けられたが、当時の美容師有資格者は、無資格者と比べると、衛生に関する知識や目の構造などの基礎知識はあるものの、まつ毛エクステンションの知識や技術は備わっていなかった。そのため、まつ毛エクステンションのトラブルや問題の解決には至らなかったと考えられる。そして、まつ毛エクステンションの施術に美容師有資格者が義務付けられたことで、美容師養成施設において、まつ毛エクステンションに関する教育の必要性が出てきた。

2008年2月には、業界団体「日本アイリスト協会」が発足され、施術者を対象とした実技と筆記による検定制度が導入された。それ以降、まつ毛エクステンションの業界団体は増えていき、各業界団体が独自の検定制度を導入していった。一方で、2012年の美容師養成施設では、日本理容美容教育センターが毎年発行している美容師養成施設で学ぶ教科書『美容技術理論2』（2012年度発行）のなかで、「まつ毛エクステンション」の美容技術の項目が増え、分量は3頁にわたって記載された。そして、翌年の2013年ではその分量が5頁に増えた。その流れに並行して、美容師養成施設では、まつ毛エクステンションに関する基礎知識を学ぶようになっていったのである。

さらに、2014年では日本理容美容教育センターが別冊として新しい教科書『まつ毛エクステンション』（2014年度発行）を発行した。その内容は、まつ毛エクステンションの技術に関するだけでなく、まつ毛エクステンションに特記した用具類に関することや、器具類の消毒方法などを含む衛生管理に関すること、目や皮膚やまつ毛の保健に関すること、カウンセリングに関することなど全98頁である。そして、日本理容美容教育センターでは、2012年からエステティック、ネイル、メイクアップの認定制度（略称 ABE）を実施していたが、2014年7月から認定制度（略称 ABE）に新たにまつ毛エクステンションを加え、実施するようになった。これらの流れに対して、各美容

師養成施設では、まつ毛エクステンションの豊富な知識の習得だけでなく、技術を身に付けるための実技授業を積極的に取り入れていくようになっていった。

このように、各美容師養成施設では、まつ毛エクステンションの豊富な知識と高度な技術の習得に向けた授業が展開されるようになり、まつ毛エクステンションの知識や技術をもつ美容師有資格者が増加していった。その知識力や技術力は、まつ毛エクステンションの需要と比例して、年々向上しているといえるだろう。これは、国民生活センターがまつ毛エクステンションのトラブルや問題として指摘していた「まつ毛エクステ施術には、目やまつ毛に関する知識や、高度な技術と細心の注意が必要である。」ことの解決に向けて大きく前進しているといえる。

1.3 まつ毛エクステンションサロン

まつ毛エクステンションのサロンでは、2008年以降まつ毛エクステンションの施術には美容師有資格者が義務付けられたことで、無資格でまつ毛エクステンションの美容行為が行えなくなった。そして、無資格で美容行為を行った者は、美容師法違反で検挙されていった。新聞記事によると、まつ毛エクステンションサロンで施術を受けた消費者による危害の相談が発端で検挙に繋がっている場合が多く見受けられた。消費者が警察署に相談した内容は、施術を受けた後、「涙が止まらない」「皮膚炎と結膜炎になった」（毎日新聞、2010年2月25日）、「目のかゆみが治まらない」（毎日新聞、2010年5月21日）、「目が充血したり、まぶたが腫れた」（毎日新聞、2012年5月19日）、「医師から『角膜が傷ついている』と診断された」（毎日新聞、2013年2月22日）などである。

一方で、まつ毛エクステンションサロンでは徐々に美容師有資格者の施術者が増えていった。1.2 美容師養成施設におけるまつ毛エクステンションの取り扱いで述べたように、各美容師養成施設では、まつ毛エクステンションに関する教育がなされるようになっていき、知識や技術を持つ美容師有資格者がまつ毛エクステンションサロンに就職するようになった。このように、まつ毛エクステンションの需要が高まるなか、各業界団体が独自の検定制度や美容師養成施設でのまつ毛エクステンション教育により、サロンでの施術者の知識力と技術力の向上をはじめ、設備および機材の衛生管理の徹底についても、年々改善されていったといえる。

1.4 現在におけるまつ毛エクステンションの問題点

現在におけるまつ毛エクステンションの一番の問題は、安全に使用できるグルーが必要不可欠なことである。現在のグルーでは、施術者の知識力や技術力によって、トラブルや問題を軽減できたとしても、安心・安全なものとはいえず、今後もまつ毛エクステンションのトラブルや問題は起こりうる事が考えられるのである。

2004年から現在まで、まつ毛エクステンションで使用されているグルーの主成分は、一般的にシアノアクリレートである。シアノアクリレートは、硬化した後にごく微量のホルムアルデヒドが発生する場合がある。ホルムアルデヒドは、一般的にシックハウス症候群の原因となる物質の1つであるため、濃度によって皮膚や粘膜に刺激を及ぼすことが考えられる。グルーの成分については、一般社団法人日本まつげエクステメーカー連合会による業界自主基準が設定され、一定条件を満たしている製品であるものは基準適合品のマークにより、購入者に分かりやすくなった。しかし、グルーの含有成分の表示が法的に義務付けられていないため、全成分表示が無いものも多く、施術者側にとってグルーの安全性の見極めは困難といえる。

また、グルーの取り扱いについて、十分に注意することが危害を防止する上で重要である。シアノアクリレートを主成分とするグルーは、ホルムアルデヒドやシアノアクリレートを揮発する。揮発成分による影響を防止するために、施術行程において注意事項があり、施術者は注意事項を守り、危害防止に努めなければならない。例えば、消費者の目は必ず閉じた状態で施術を行う必要がある。少しでも粘膜や眼球が開いていたら揮発成分が付着し、人体に影響を与える可能性があるからである。また、グルーを容器から出す場合、消費者の顔周りから40cm程度離す必要がある。その他にも、揮発成分の影響を軽減するための措置を講じている。グルーの取り扱いについては、施術時、使用時、衛生面、環境面など施術行程によって様々な注意すべき点があり、施術者が注意事項を遵守することが危害防止に繋がっているのである。

グルーの含有成分や成分表示の基準がないことについて、衆議院では、第190回国会の質問第四十三号(2016年1月14日提出)にある「まつ毛エクステンションの施術に関する質問主意書」に、「成分表示を義務付けるなど安全性が担保されるよう対策を取る必要があると考えますが、政府の見解を伺います。」と質問している。その答弁(2016年1月22日)によれば、

ば、グルーの「配合状況の実施を政府として把握していない。」とし、政府として「情報の集約、分析及び公表に努めてまいりたい。」として、具体的な解決には至っていない。

2. セルフまつ毛エクステンションの現状

まつ毛エクステンション市場が拡大するなか、セルフまつ毛エクステンションが出回るようになっていったのは、2015年ごろのことである。2015年12月3日の毎日新聞「ひと・みせ・こんにち：きょうの訪問先/兵庫」によると、「90分9,900円(キット付き)」として、「セルフまつげエクステ教室」が開講されている記載がある。また、「自分で自由自在・簡単に『まつエク』をできるようになります。」との記載があることから、専用キットを使用して、講師が装着指導を行い、消費者が自分で施術を行うという内容であることが考えられる。

しかし、有料の講習が広まっていく一方で、セルフまつ毛エクステンションに関する問題が指摘されるようになっていった。2015年12月27日の毎日新聞「まつ毛エクステ規制逃れか…セルフ方式出回る 注意を」では、まつ毛エクステンションの「無免許業者の摘発が全国で相次いだため、美容師法の規制が及ばないセルフ方式が抜け道となっている可能性がある。」として、「規制逃れの新商法」であるとの記載がある。これに対し、警察は「客の肌に触れない以上、美容師法を適用するのは難しい」との見解であり、「美容師法が適用されるのは客への施術に限られ、セルフ方式は『グレーゾーン』」であることが述べられている。また、記者が「セルフ方式のまつげエクステ講座」を受講した際、無資格者の講師による装着指導が行われ、「講師がつまようじで記者のまつ毛に触れることもあった。美容師法に抵触しかねない行為」であるとの指摘もある。これについて国民生活センターは、「重大事故につながる恐れがある。免許があり、熟練した技術を持つ専門店で施術を受けるべき」と注意を促している。更に、厚生労働省は同省WEBサイト内「まつ毛エクステンションの危害」において、「セルフエクステ(自分でエクステンションを付ける行為)は、目を開けたまま行うなど、施術を受ける場合とは異なる方法で行うことが考えられますが、健康被害のリスクは大いにあり得るため、安易に行わないようにしましょう。」との見解を示している。

また、衆議院では、第190回国会の質問第四十三号(2016年1月14日提出)にある「まつ毛エクステン

ションの施術に関する質問主意書」において、セルフまつ毛エクステーションは、「自己責任とはいえ、美容師免許を持っていない個人が、自分で人工毛を付ける行為は安全上問題がある上、講師が美容師免許を持っていないのであれば、適切な指導が行われているとはいえない」との考えと、「セルフエクステの講座によっては、受講者に講師として開業することを勧めているところもあり、美容師免許を持っていない講師が増加することは安全上の問題がある」との考えと、「一方で、美容師免許の試験では、まつ毛エクステの技量を問うている訳ではないため、免許保有者が適切な施術ができるとは限らないとの指摘」があることを踏まえたうえで、「まつ毛エクステの施術を、美容師免許を持っているものに限定している以上、セルフエクステの講座の講師は、指導中に受講者に実際に触れて指導する可能性もあるため、講師は美容師免許を取得しているものに限るべきだと考えますが、政府の見解を伺います。」と質問している。その答弁（2016年1月22日）によれば、「指導を行う者が美容師免許を必要とするか否かは、当該者が『美容を業とする者』に当たるかどうかによって個別に判断されるべきであること」として、「一概にお答えすることが困難」との見解を示した。

これらのように、セルフまつ毛エクステーションについて、無資格者による有料の装着講習が美容師法に抵触している可能性があることや無資格者の講師では適切な指導が行われているとはいえないこと、健康被害の可能性が十分にあり重大事故につながる恐れがあるなどの問題が指摘されている。それ以前に、まつ毛エクステーションのグルーの安全性の問題が解決されていない以上、セルフまつ毛エクステーションにおいてもグルーの安全性の問題は、早急に解決すべき問題といえる。まつ毛エクステーション及びセルフまつ毛エクステーションにおいて、まずはグルーの含有成分や成分表示の基準を設けるなどして、安心・安全に使用できるグルーが必要である。

3. 消費者が得られるネット上の情報

セルフまつ毛エクステーションの問題が指摘されているなか、一般の消費者に向けてどのような情報が開示されているのかをまとめておく。そのために、インターネット上で、セルフまつ毛エクステーションの商材、セルフまつ毛エクステーションに関する動画、セルフまつ毛エクステーションの装着講習について、どのように述べられているのかを調べた。

その結果、インターネット上の情報は、情報不足であり、特に消費者自身による施術実践動画においては、誤った情報が伝わっている可能性があることが分かった。つまり、インターネット上の情報だけを参考にセルフまつ毛エクステーションを行うことは、非常に危険な行為といえる。セルフまつ毛エクステーションについて指摘されてきた、健康被害の可能性や重大事故につながる可能性の問題は、深刻な状況であり、早急に対応しなければならない問題である。

3.1 商材に関する情報

商材に関する情報は、商材サイトで消費者が得られる情報に着目して調査した。その結果、消費者が適切な商材を選別することが難しいこと、商材に関するトラブルは消費者の自己責任とされていることが分かった。特に商材に関するトラブルが自己責任とされていることは、危害が起きても消費者が自己処理している可能性が高く、危害が明るみにならない状況であるため深刻な問題であるといえる。

消費者が適切な商材を選別することが難しい理由は、消費者のまつ毛エクステーションの知識不足によるものである。商材サイトなどで販売されている初心者向けのキットには、解説書などが入っているが解説書の詳細がネット上で明記されていないため、知識不足の消費者にとってキットの内容が十分であるかの判断が付きにくい。また、消費者がプロ用とセルフ用の違いについて理解できないと、安易にプロ用の商材を購入してしまいトラブルが起きやすい状況になってしまう。そして、商材サイトにはまつ毛エクステーション用とセルフまつ毛エクステーション用があり、同じような商材を取り扱っているため、まつ毛エクステーションの美容師有資格者用のキットを誤って購入してしまうことも考えられる。このように、必要な商材の判断ができない消費者にとって、不適切な商材を購入し使用することで、まつ毛エクステーションサロンでは起きないようなトラブルが起きることが考えられる。

商材サイトには、成分表示のないグルーに「しみない」「無刺激」「超低刺激」「化粧品登録」といった言葉や、セルフまつ毛エクステーションについて「簡単」「誰でもできる」といった言葉が多く使用されている。これらの言葉を判断基準に、消費者が商材を購入していることが考えられる。しかし、その基準は曖昧であり、グルーはアレルギーを発症する可能性があるため、これらの言葉から安全であるグルーの判断はできかねない。つまり、消費者は商材や装着方法などの安全性

について、手元に届いたキットにある解説書や商材から自分自身の施術を通して判断しなければならず、そのリスクは非常に高い。

商材のなかでも特にグルーの購入時においては、「個々の責任においてご購入・ご利用ください。」との注意書きがあり、トラブルは全て消費者の自己責任となっている。そのため、多くの消費者は、セルフまつ毛エクステーションによる危害が起きたとしても、消費者は自己責任を認識しているため、問題を自己処理し、危害が明るみにならない現状となっている。この自己責任問題は、非常に深刻な状況であり、早急に対応しなければ見えない危害が増加する一方である。

3.2 消費者自身による施術実践動画

インターネット上で配信されているセルフまつ毛エクステーションに関わる動画には、セルフまつ毛エクステーション用に販売されているキットを消費者が試してみるといった実践動画が数多く見受けられる（Youtube2019年9月）。これらの動画においては、消費者の知識および技術不足による危険な行為が、セルフまつ毛エクステーションのやり方として多く動画配信されていた。危険行為と認識せず、装着を続行し続けている動画が多く配信されており、動画を参考にセルフまつ毛エクステーションを行うべきではないことが分かる。

566,418回（9月2日現在）視聴されている「【セルフまつエク】に挑戦！！意外と簡単だったよ！」の動画では、下まつ毛を固定するテープを消費者自身が装着した場面において、「痛い」と消費者自身が発言しており、途中から下まつ毛の固定テープを外して人工毛を装着している。おそらく、固定テープが眼球や粘膜に当たっている痛みであり、痛みに耐えかねて途中から下まつ毛の固定テープを外したと考えられる。また、途中から下まつ毛を固定するテープを外したことで、グルーが下まぶたに付き、「グルーがまぶたに付いてしまうのですが、リムーバーを綿棒につけて優しくこするだけで簡単に取れます」と発言している。グルーが皮膚に付いた場合、内容成分によっては、かゆみや発疹、赤み、腫れなどの炎症が起り、トラブルに繋がる可能性がある。そして、内容成分の知識がない消費者にとって、危険性を認識することは困難であり、知らないうちに危険行為を行っていることが考えられる。次に、施術方法については、一部動画では不明な所が多々あった。例えば、人工毛にグルーをどのようにどれぐらいの量を付けたのかは、画面上には映っ

ていない。これは、施術実践動画を参考に消費者がセルフまつ毛エクステーションを行った場合、このように動画上不明な点に注視することなく、消費者が憶測で装着している可能性が考えられる。消費者が憶測でセルフまつ毛エクステーションを行うことは、危険行為になりかねない。さらに、動画上の解説書では、専用プレートの上にグルーを出していたが、消費者はアルミホイルの上にグルーを出して使用していた。しかし、公益社団法人日本理容美容教育センターが発行している『まつ毛エクステーション』に、「グルーは化学薬品につき化学反応を起こす可能性があるため、プレートの上にアルミホイルやラップを敷いたり、テープを貼って使用してはいけない」と記載があり、不適切な方法を動画で紹介していることが分かる。つまり、消費者自身による施術実践動画において、説明書通りに消費者が施術を行っていない可能性があり、セルフで行うまつ毛エクステーションの装着方法が適切であるとはいいがたく、誤った情報にも関わらず正しい情報として視聴者に認識されていることが考えられる。

3.3 装着方法を指導する有料の装着講習

セルフまつ毛エクステーションの装着講習は、主にセルフまつ毛エクステーションに関わる協会が主催している。協会のホームページ上には、装着方法の詳細について明示されていないため、有料の装着講習を受講しなければ協会の装着方法を知ることができない状況である。装着講習の講習時間は90分から120分ほどに設定され、必要な商材が一式付いており、料金設定が1万数千円から2万円ほど（例えばJSEA日本セルフまつげエクステ協会2019; NSBA日本セルフde美まつげ協会2019）の講習が多い。受講する者は、美容師有資格者でなければならないという条件は無く、受講資格の基準は設けられていないようであった。また、装着講習の他にも講師になるためのインストラクターの講習もあり、この講習も受講資格の基準は設けられていないようであった。

4. セルフまつ毛エクステーションに関する課題

セルフまつ毛エクステーションについて指摘されている無資格者による有料の装着講習が美容師法に抵触している可能性や、無資格者の講師では適切な指導が行われているかの問題について、有料の装着講習に参加して実態を調査した。調査した装着講習は、各協会（以下、A協会とB協会とする）が主催する装着講習

である。これまで述べてきたことと、2つの有料の装着講習の実態調査を踏まえ、セルフまつ毛エクステンションの課題を指摘する。

4.1 高度な技術の必要性

他者ではなく自分自身で施術を行うセルフまつ毛エクステンションは、高度な技術を要し、消費者の技術不足や知識不足によるトラブルの可能性も高く、徹底した衛生管理が行われているとは考えにくい。セルフまつ毛エクステンションの問題は、まつ毛エクステンションの問題以上に、計り知れない危険性が潜んでいるといえる。また、他者である美容師有資格者が施術するまつ毛エクステンションとは違い、自身で装着を行うセルフまつ毛エクステンションだからこその危険性があり、まつ毛エクステンションよりも危害が起りやすいため、セルフまつ毛エクステンションそのものが危険行為だといえる。

他者である美容師有資格者が行うセルフまつ毛エクステンションと自身で行うセルフまつ毛エクステンションを比較すると、美容師有資格者は、美容師養成施設でまつ毛エクステンションの知識や技術のほかに、衛生管理や保健を学ぶ。そして、一般的にサロンでお客様の施術に入るまでに地道なトレーニングを行う。そのトレーニングでは、最初からモデルに施術を施すのではなく、ウィッグ（マネキン）を用いて、装着のトレーニングを何度も行い、トレーニングの積み重ねにより、高度な技術を習得してからモデルに施術を行うのである。一方で、自分自身で行うセルフまつ毛エクステンションは、まつ毛エクステンションに関する知識や技術がない消費者が多く、トレーニングを行わず、最初から本番として自身に装着するため、適切に装着することは難しい。

さらに、セルフまつ毛エクステンションは、目を開けたまま装着するため、眼球や粘膜や皮膚にグルーが付着する可能性が高く、揮発成分の影響を受けやすい。また、自身で鏡を見ながら装着するため、まつ毛の生えている角度によっては、地まつ毛の根元が見えにくく、装着ミスが起りやすい。グルーが眼球や粘膜や皮膚に付着してしまえば、かゆみや発疹、腫れなどの炎症が起り、トラブルに発展する可能性が考えられ危険である。セルフまつ毛エクステンションの装着講習においても、一般消費者が正確に装着できるほどのトレーニングは行われず、目を開けたままの施術であった。例え、まつ毛エクステンションに関する豊富な知識と高度な技術を持つ美容師有資格者でも、自分自身

で装着を行うとなれば、装着方法が異なるため簡単ではない。セルフまつ毛エクステンションは、まつ毛エクステンションとは違う高度な技術が必要である。

4.2 人工毛の装着方法に関する課題

セルフまつ毛エクステンションの装着方法は、1つの方法に限られていないようである。例えば、A協会とB協会の装着講習では、地まつ毛の下面に装着するのに対し、消費者自身による施術実践動画では、地まつ毛の上面に装着している動画があった。また、使用する人工毛にも違いがある。セルフまつ毛エクステンションの人工毛は、1本のものであれば、数本から10本ほどが束になっているものもあり、長さや太さ、形状など様々である。

装着講習において、A協会とB協会が使用した人工毛は、フレアタイプといわれる数本が束になったものである。A協会では、太さ0.08mmが10本束になっている人工毛、B協会では、太さは不明だが6本束になっている人工毛を使用した（図1）。

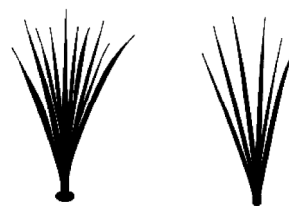


図1 人工毛（左：A協会、右：B協会）

人工毛の違いは、本数や太さ、長さ、形状のほかに根元の違いがある。根元の違いは、A協会は5本の毛を結んで束にしているため根元の結び目が目立つのに対し、B協会は6本を結んで束にしていないため結び目がない。A協会では、結ばず束にするにはシアノアクリレート系の接着剤を使用することになるため、安全面に考慮して結ぶ手法で行っていると説明があった。これらの人工毛を地まつ毛の下面に装着する方法において、いくつかの問題が考えられる。

まず、地まつ毛1本に対して装着する人工毛1本の重さによる課題である。数本の束になった人工毛は、1本を装着するだけでボリュームが増すほか、数本で必要なボリュームを得ることが可能であり、施術時間も少なくてすむ。しかし、まつ毛エクステンションで使用する1本の人工毛の重さと比較すると、倍以上の重さの違いがあるため、地まつ毛の負担は大きい。

そして、装着講習で行われたセルフまつ毛エクステンションの装着方法は、地まつ毛の根元から1~2mm

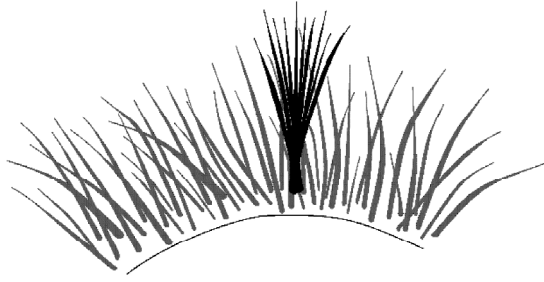


図2 人工毛1本に地まつ毛が数本接着している状態

離し、毛周期に関係なく地まつ毛2~3本に人工毛を装着していく方法であった(図2)。これは、目視できないところや産毛に対しても人工毛が接着されている可能性があり、まつ毛の毛周期に関係なく人工毛が数本の地まつ毛に装着されるため、まつ毛の成長を妨げることが考えられる。

次に、隣り合う人工毛同士が接着されることも考えられる(図3)。この場合、隣り合う人工毛がなんらかの影響で引っ張られると、隣り合う人工毛と接着された数本の地まつ毛が抜けてしまう可能性がある。特に、多くの人工毛を装着しようとするほど、隣り合う人工毛の幅が狭くなり、隣同士の人工毛が接着してしまうことが考えられる。なかには、2本の人工毛同士が接着されているだけでなく、3本、4本と隣り合う人工毛が次々に接着されることも考えられ、多くの地まつ毛の成長を妨げるほか、トラブルの原因となる。

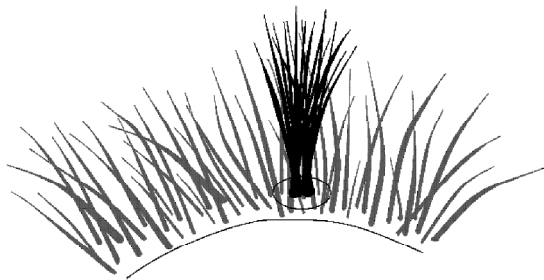


図3 隣り合う人工毛が接着している状態

実際に、筆者が装着講習で装着した人工毛も、装着講習時には隣り合う人工毛は接着していなかったが、講習後、気付けば人工毛同士が接着しており、数日後、その接着された人工毛2本と地まつ毛5本が一気に抜けてしまった。結果的に、地まつ毛の一部が欠落することとなり、地まつ毛を減らしてしまうことになった。こうなると、新しく人工毛を付け足そうにも、地まつ毛が欠落していれば、付足すこともできず、見た目にも欠落部分が目立つことになる。

また、数本の束ではなく、1本の人工毛を1本の地まつ毛に装着する場合、まつ毛エクステンションでは2本の専用ツイザーを両手で使用し、1本のツイザーで地まつ毛1本を分け取り、もう1本のツイザーで人工毛1本を取り接着していく。それを自分自身で行うことは不可能に近い。まつ毛は、眼瞼縁に3列ほど生えているため、ツイザーを使って自分自身の地まつ毛1本をかき分けることは非常に難しい。その上、地まつ毛1本に人工毛1本を適切に装着することは、更に困難である。仮に、1本の地まつ毛に1本の人工毛を装着できたとしても、接着面積が極端に少なくなることや、人工毛の根元の浮きなどが考えられ、トラブルの原因となる。おそらく、1本の人工毛を1本の地まつ毛に接着しようとしても、1本の人工毛に対して数本の地まつ毛が接着してしまうことが考えられる(図4)。

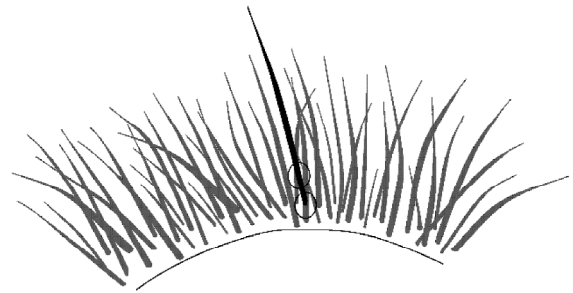


図4 人工毛1本が地まつ毛2本に接着している状態

4.3 人工毛のリムーブ方法に関する課題

グルーと同様にリムーブに使用するリムーバーもセルフまつ毛エクステンションで使用する用剤のひとつである。リムーバーは、装着した人工毛を外す時に使用する用剤で、外す必要がない場合はリムーバーを使用しないため、グルーよりもリムーバーの方が軽視されやすい。しかし、リムーバーの取り扱いには、グルーと同様に注意が必要なのである。

A協会の装着講習では、リムーブの方法について説明があり、講師による実演はなく、消費者へのリムーブ指導は行われなかった。説明されたリムーブの方法は、精製水で湿らせたコットンを下眼瞼の上に置き、リムーブする方の目を閉じ、綿棒にリムーバーを取り、外したい人工毛に塗布して5分間待つという行程があった。しかし、実際にこの行程を行ってみると、片目を閉じようとするとき閉じるほうの目に力が入ってしまい、上眼瞼と下眼瞼が盛り上がることで、地まつ毛と人工毛の接着部分が隠れてしまう。そして、薄目でリムー

ぶしようとしても、リムーバーが皮膚や眼球、粘膜に付着してしまう。

また、B協会の装着講習では、リムーブの方法について説明があり、講師による実演はなく、消費者へのリムーブ指導が行われた。説明されたリムーブの方法は、専用プレートの上に出したリムーバーをツイーザーの先で取り、外したい人工毛の根元をツイーザーで挟んで塗布する行程があった。しかし、外したい人工毛の根元だけにツイーザーでリムーバーを塗布することは難しく、実際に隣り合う人工毛や地まつ毛にもリムーバーが付着してしまった。次に、人工毛が外れた後に、地まつ毛に付着したリムーバーを取るために、精製水で湿らせた綿棒を2本使用し、まつ毛を挟んで拭き取る行程があった。しかし、実際に鏡を見ながら自身の地まつ毛を綿棒2本で挟むことは簡単ではなく、眼球に綿棒の先があたってしまう。

このように、リムーバーは取り扱いに注意が必要であるにも関わらず、セルフまつ毛エクステンションの装着講習で説明があったリムーブ方法は、行程によってリムーバーが眼球や粘膜、皮膚に付着する可能性や、綿棒が眼球に当たる可能性があり、危険な行為でるといえる。つまり、適切にリムーブできる方法とはいいがたい。

4.4 装着講習の講師に関する課題

筆者が受講したセルフまつ毛エクステンションに関する協会が主催する2つの装着講習の講師は、無資格者であった。セルフまつ毛エクステンションについて指摘されてきた無資格者による有料の装着講習が美容師法に抵触している可能性についての問題は、装着講習を受講するなかで講師が消費者に直接接触することは無かったため、美容師法に抵触しないといえる。講師は、講師が消費者に直接接触して指導を行うことは、美容師法に抵触する可能性があることを理解したうえで、消費者に触れないよう装着指導を行っていた。そして、無資格者の講師が適切な指導を行っているかについては、いくつか問題点があった。

B協会の装着講習では、専用プレートの上に医療用テープ（スキナゲート）を貼り、その上にシアノアクリレートが主成分のグルーを出して使用した。これについて、まつ毛エクステンションの商材を取り扱う株式会社松風は、「スキナゲートのようなポリオレフィン繊維の上にグルーを出して使用すると、グルーの正常な硬化反応の妨げになる可能性がある」こと、「基礎知識が不十分な施術者の場合、グルーが正常に硬化

反応をせず、装着したエクステが外れやすくなった場合に起こりうる状況としては、より持続強度を高めようとしてグルーの塗布量を増やすといった誤った判断をする」可能性があるとの見解である。専用プレートの上にグルーを出して使用する方法が推奨されているが、あえて専用テープの上に医療用テープ（スキナゲート）を貼ることは、使用後の後処理を簡易的にするための不適切な使用方法であるといえる。

さらに、B協会の講師は、医療用テープ（スキナゲート）を直接机の上に置き、ツイーザーやグルー、人工毛など必要な物を一式入れておく専用ポーチに直接収納していた。これは、保管方法が定められておらず、医療用テープの側面に雑菌類が付着して不衛生な状態であることがうかがえる。つまり、講師は医療用テープの管理方法について説明を行わず、不衛生な医療用テープを使用して消費者に装着講習を行っているのである。

そのほか、シアノアクリレートが主成分のグルーを使用したB協会の講師は、グルーの主成分やシアノアクリレートによるアレルギーのリスクなどの説明は行わなかった。それどころか、目を開けたまま人工毛を地まつ毛に装着する装着方法の指導が行われた。これは、先述した通りグルーによる危険性のリスクがあるにも関わらず、消費者に危険行為を装着方法として指導しているのである。また、グルーの使用期限や保管方法、理想的な施術時の室内温度や室内湿度の説明もなかった。グルーの取り扱いについては、使用期限や保管方法を指定し、理想的な施術時の室内温度や室内湿度に基準を設ける必要があり、消費者に伝えるべきであると考えられる。グルーは、使用方法や保管方法によって劣化速度が大きく異なり、時間の経過によって糸を引く現象や硬化速度が遅くなる現象が生じる。危害を防止するうえでも、講師としてグルーに関する危険性を消費者に説明する義務があるのではないだろうか。

このように、B協会の講師においては、無資格者が適切な指導を行っているとは考えられない状況であった。また、その原因は、講師のまつ毛エクステンションに関する知識不足によるものと考えられるため、装着指導を行う講師は、まつ毛エクステンションに関する豊富な知識を要する講師が必要であると考えられる。

次に、A協会の装着講習では、化粧品登録されたシアノアクリレート不使用のグルーを使用しており、主成分はPVP（ポリビニールピロリドン）である。

化粧品登録されているグルーだが、アレルギー反応を発症する可能性があることやグルーが皮膚に付着しないように注意するよう説明があった。そして、一度グルーを付けた人工毛を再利用する場合、講師から人工毛の根元を指でつまんでグルーを取るという方法の指導があった。この方法により、指の皮膚にグルーが付着することになる。その後、指の皮膚に付いたグルーについては、すぐにティッシュで拭き取るよう指導された。A協会においては、装着講習でテキストが配布され、テキストに沿って装着講習が行われた。しかし、そのテキストには講師から指導があった一度グルーを付けた人工毛の再利用の方法についての記載はなかった。つまり、講師独自の方法として指導している可能性が考えられる。まつ毛エクステンションの場合、一度グルーを付けた人工毛は、再利用せず破棄することが基本である。

このように、A協会の講師においては、講師独自が誤った指導を行っている可能性があり、その原因は、講師のまつ毛エクステンションに関する知識不足によるものと考えられる。A協会およびB協会においても、装着指導を行う講師は、まつ毛エクステンションに関する豊富な知識を要する講師が必要であると考えられる。その点でいえば、美容師有資格者に限定することで、危害防止へとつながるのではないだろうか。

4.5 協会団体の運営体制の整備

今回、2つの協会による装着講習を受講し、協会団体の運営体制の整備が必要であると考えられる。その理由について指摘するとともに、協会団体の課題について述べる。

先述したように、装着講習を行う講師は、危害を軽減するためにまつ毛エクステンションに関する豊富な知識を持つ者である必要がある。協会団体においては、講師になるための講習内容を見直し、講師資格に試験制度を設けるなどして、一定の知識量を持つ講師の育成に努めるべきである。そして、消費者が安心・安全に装着できるよう、人工毛の装着方法に関する課題や、人工毛の装着方法に関する課題について改善に努め、新しい手法を検討すべきである。

更に、装着講習の内容も見直す必要があるだろう。B協会の装着講習においては、テキストがなく、講師による口頭説明と実践による指導のみであった。おそらく多くの消費者は、講習内容を十分に理解できず、装着方法をすべて覚えきれていない状態で、自宅等で自身の装着を行うことになる。その時に独自判断で誤っ

た装着を行いかねない。また、A協会の装着講習においては、テキストはあるものの、テキストの内容は全12ページであり不十分である。例えば、衛生管理についての記載は少なく、装着方法の行程にある画像の数も少なく、リムーブの方法については画像を一切使用していない。装着講習においては、消費者が自宅等で適切に装着が行えるような内容にすべきであり、消費者自身が独断で誤った装着を行わないように、テキストの内容を改善すべきである。

そして、セルフまつ毛エクステンションの健康被害のリスクに関しても、テキストに記載し、消費者に十分説明を行うべきではないだろうか。A協会とB協会の装着講習では、グルーの使用の責任は使用者自身が負うとの同意書に署名が求められた。協会のグルーに関するトラブルを消費者自身が負うとするのであれば、やはり使用グルーのリスクについて説明責任があると考えられる。また、装着講習でのパッチテストの実施など、危害防止策を講じるべきである。

5. 結論

セルフまつ毛エクステンションは、健康被害のリスクは大いにあり得るものであり、安易に行うことで重大事故につながる恐れがあると指摘された通り、まつ毛エクステンションで指摘されてきたグルーの問題が改善されていない現状と、セルフまつ毛エクステンションには高度な技術が必要であることから、セルフまつ毛エクステンションは危険行為であるといえる。また、インターネット上の情報は、誤った情報として発信されているものがあり、協会が主催する有料の装着講習においても適切な指導が行われているとはいいがたい。消費者が安心・安全に装着できる方法を新たに検討すべきであると考えられる。さらに、装着講習の講師においては、美容師法に抵触する行為はなかったが、無資格者の講師では、まつ毛エクステンションの知識不足が考えられる不適切な指導があったため、まつ毛エクステンションに関する豊富な知識を持つ者が講師を行うべきであると考えられる。そして、まつ毛エクステンションの知識や技術を持つ美容師有資格者に限定することや、協会での講師資格を一定の知識力を持つ者に限定することで、消費者の危害防止の軽減となるのではないだろうか。

また、セルフまつ毛エクステンションでは、グルー購入時に「個々の責任においてご購入・ご利用ください。」との注意書きや、装着講習においては、グルーの使用の責任は使用者自身が負うとの同意書に署名が

求められることから、セルフまつ毛エクステーションに関する危害は消費者の自己責任であることが前提になっている。そのため、セルフまつ毛エクステーションの危害は、明るみになりにくい状況にある。つまり、セルフまつ毛エクステーションに関する危害が起こっても、自己責任のため自己処理せねばならず、消費者が危害を訴える先がないのである。だからこそ、危害の詳細やセルフまつ毛エクステーションに関する問題が明るみになりにくいいため、セルフまつ毛エクステーションで指摘されている問題が重要視されていないのではないだろうか。危害が明るみになりにくいからこそ、多くの消費者が危害に合っている可能性があるため、深刻な問題である。厚生労働省は、消費者の危害について調査すべきであり、危害が明るみになりくいセルフまつ毛エクステーションについて、早急に課題の解決と適切な対応を行うべきである。そして、消費者へのセルフまつ毛エクステーションの具体的な危険性の喚起は、より周到に行われるべきである。

おわりに

本論文は、セルフまつ毛エクステーションの現状から見る諸課題について議論してきた。これらの問題解決には、グルーの法的規制、消費者が安心・安全に装着できる新しい装着方法、セルフまつ毛エクステーションの危険性の周知徹底、厚生労働省の早急な対応が必要であると結論付けた。

一方で、セルフまつ毛エクステーションの危険性やリスクを承知の上で、装着を行う消費者も少なからずいる。金銭面の問題や時間がないといった事情や、まつ毛エクステーションサロンの経験者が仕上がりに不満を感じたり、トラブルが起きたりといった経験から自身で行うことを選択する消費者がいる。これまでセルフまつ毛エクステーションは危険行為であると述べてきたが、すべての人においてトラブルが起こるわけではない。グルーもアレルギー反応を起こす可能性があるが、起こらない人もいるのである。自身でセルフまつ毛エクステーションを行って問題がない消費者においては、セルフまつ毛エクステーションのメリットであるサロンに行く手間やコストが削減でき、自分の好きな時間に自由に装着でき、メンテナンスも簡単にできるため、画期的な化粧方法であるといえる。しかも、まつ毛エクステーションサロンの料金と比較しても割安であり、キットによっては、足りなくなった商材を買い足せるため、装着回数を増やせば増やすほどより割安にできる利点もある。

しかし、一度問題が起きなかったからといって、次に問題が起こらないとは限らない。セルフまつ毛エクステーションは常に危険性を伴う行為であり、何度も継続的に繰り返すことで、地まつ毛の損傷や地まつ毛の欠落に繋がることを再認識してもらいたい。

謝辞

株式会社松風の酒井千尋様には、商材に関しての情報提供でご協力をいただきましたこと、深く感謝いたします。

引用文献

- 東京生活文化スポーツ局生活部（2008年2月21日）「まつ毛エクステーションによる危害について」。
- 厚生労働省健康局（2008年3月7日健衛発第0307001号）「まつ毛エクステーションによる危害防止の徹底について」。
- 独立行政法人国民生活センター（2010年2月17日）「まつ毛エクステーションの危害」。
- 厚生労働省健康局（2010年2月18日健衛発0218第1号）「まつ毛エクステーションによる危害防止の周知及び指導・監督の徹底について」。
- 毎日新聞（2010年2月25日）「まつ毛エクステーション無資格で美容行為」。
- 毎日新聞（2010年5月21日）「まつ毛エクステ無免許営業容疑」。
- 毎日新聞（2012年5月19日）「無免許でまつ毛エクステ容疑、市原の女を書類送検」。
- 毎日新聞（2013年2月22日）「まつ毛エクステ無資格施術容疑」。
- 独立行政法人国民生活センター（2015年6月4日）「後を絶たない、まつ毛エクステーションの危害」。
- 毎日新聞（2015年12月3日）「ひと・みせ・こんにちは：きょうの訪問先/兵庫」。
- 毎日新聞（2015年12月27日）「まつげエクステ規制 逃れか…セルフ方式出回る 注意を」。
- Eye zone make design, 2016, 「セルフまつエクって本当にお得なの？メリットと危険性」、マツエクコラム、(2019年8月29日取得、<https://eye-id.jp/self-eyelash-extensions/>)。
- 株式会社松風, 2017, 『Eyelash Extensions In-Class Training Courses (テキスト A5版 ver.5.1)』株式会社松風。
- Beauté, 2018, 「ちょっと待って！『セルフマツエク』の危険性」、アイリスト、(2019年8月29日取得、

<https://www.beaute-p.com/eyelist/3101/>)。
アンファー株式会社, 2019, 「コスパ重視の罫、セルフまつ毛エクステはこんなに危険」、アンファーストア、(2019年8月29日取得、<https://www.angfa-store.jp/column/matsuge1002>)。
公益社団法人日本理容美容教育センター, 2019, 『まつ毛エクステンション』公益社団法人日本理容美容教育センター。
春夏秋冬トレンド情報ポピパ発信局, 2019, 「まつげのエクステをセルフでするやり方やコツは？おすすめキットを紹介!」、ファッション、(2019年8月29日取得、<https://tanaka-yuki.com/fashion/post-6308/>)。

株式会社リクルートライフスタイル, 2019, 「【美容センサス 2019 年上期】《アイビューティーサロン編》15~69 歳男女のアイビューティーサロン利用に関する実態調査」。
理美容ニュース, 2019, 「女性まつエク市場は約 1200 億円」、理美容ニュース、(2019年7月2日取得、<http://ribiyo-news.jp/?p=25939>)。
厚生労働省, 2019, 「まつ毛エクステンションの危害」、厚生労働省、(2019年6月4日取得、<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124086.html>)。

Present Status and Future Challenges of Self Eyelash Extension

Faculty of Liberal Arts, Department of Beauty and Fashion Studies
Yukari MADONO

Abstract

This study shall attempt to elaborate on the current status of self eyelash extension as well as issues associated with self eyelash extension. To that end, first, an internet search was carried out to reveal the types of information that were available to the general public. Secondly, lecture held by Japan self eyelash extensions association was attended in order to investigate how instructions of self eyelash extension were actually implemented. Results found misrepresented information on the internet, and, while it is hard to determine whether appropriate instructions were given during the paid lecture, the fact that the consumers must be liable for risks occurred when using self eyelash extension can also be seen as problematic. The ministry of health, labour and welfare should respond promptly in terms of alerting the public to the potential risks of self eyelash extension. Further, glue regulations and safer/more secure methods of putting on self eyelash extension need to be introduced to ensure proper use of self eyelash extension by consumers in the future.

Keywords: Self eyelash extension, Glue, Wearing lesson, Self, Eyelash extension